

令和4年度における環境物品等の調達実績の概要

国立大学法人 山梨大学

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号。以下「法律」という。）第8条第1項の規定に基づき、令和4年度における環境物品等の調達実績の概要を取りまとめたので公表します。

1. 令和4年度の経緯

令和4年度については、令和4年4月1日国立大学法人山梨大学における「環境物品等の調達の推進を図るための方針」を策定・公表し、これに基づいて環境物品等の調達を推進した。

2. 調達実績の概要

（1）特定調達品目の調達状況

各特定調達品目の調達量等は、物品等の調達について、別表「令和4年度特定調達品目調達実績取りまとめ表」のとおりである。

① 目標達成状況

調達方針において、調達総量に対する基準を満足する物品等の調達量の割合により目標設定を行う品目については、全て100%を目標としたところであり、全ての品目について目標達成することができた。

（2）その他の物品、役務の調達に当たっての環境配慮の実績

① 環境物品等の調達の推進に当たって、できる限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとし、環境物品等の判断基準を超える高い基準のものを調達すること、また、グリーン購入法適合品が存在しない場合についても、エコマーク等が表示され、環境保全に配慮されている物品を調達することについて配慮した。

② 物品等を納品する事業者、役務の提供事業者、公共工事の請負事業者に対して事業者自身が、環境物品等の調達を推進するよう働きかけた。

（3）当該年度調達実績に関する評価

本学においては、全ての品目において当初の年度調達目標を達成していると認められる。

令和5年度以降の調達においても引き続き環境物品等の調達の推進を図り、可能な限り環境への負荷の少ない物品等の調達に努めることとする。

本件に対する窓口

物品関係 財務部会計課

TEL 055-220-8711

公共工事 施設・環境部施設企画課 TEL 055-220-8501